

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 職業安定法の一部改正

一 職業紹介事業

(一) 許可の手續の簡素化

職業紹介事業の許可について、事業所単位から事業主単位に改めるものとする。 (第三十条第

一項及び第三十三条第一項関係)

(二) 保証金の廃止

有料職業紹介事業者に係る保証金を廃止するものとする。 (現行第三十二条の二関係)

(三) 取扱職種の範囲等の届出等

職業紹介事業者は、取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を定めたときは、厚生労働大臣に届け出れば足りるものとする。同時に、厚生労働大臣は、当該範囲が特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである場合には、その変更を命ずることができるものとする。 (第三十二条の十二関係)

(四) 職業紹介責任者の任務

職業紹介責任者は、職業紹介に関する業務を統括管理するものとする。 (第三十二条の十四関係)

(五) 学校等の行う無料職業紹介事業の対象者の拡大

学校等の行う無料職業紹介事業の対象者に、学生生徒等に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを追加するものとする。 (第三十三条の二第一項関係)

(六) 特別の法人の行う無料職業紹介事業

特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、その構成員を対象とする無料職業紹介事業を行うことができるものとする。 (第三十三条の三第一項関係)

(七) 地方公共団体の行う無料職業紹介事業

地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資す

る施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料職業紹介事業を行うことができるものとする。 (第三十三條の四 第一項関係)

(八) 兼業の禁止の廃止

料理店業等と職業紹介事業との兼業を禁止する規定を削除するものとする。 (現行第三十三條の四関係)

二 労働者の募集

(一) 委託募集の許可制の見直し

募集従事者に報酬を与えることなく行う委託募集について、届出制とするものとする。 (第三十六條第三項関係)

(二) 募集地域の原則の廃止

通常通勤することができるとする地域等から労働者を募集するように努めなければならないこととする規定を削除するものとする。 (現行第三十八條関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正

一 紹介予定派遣

(一) 定義

紹介予定派遣は、労働者派遣のうち、派遣元事業主が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先について、許可を受け又は届出をして職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、派遣労働者が派遣先に雇用される旨が、労働者派遣の役務の提供の終了前に派遣労働者と派遣先との間で約されるものを含むものとする。 (第二条関係)

(二) 労働者派遣契約の内容等

イ 労働者派遣契約の締結に際し、紹介予定派遣に関する事項を定めなければならないものとする。 (第二十六条第一項関係)

ロ 紹介予定派遣については、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならぬこととする規定を適用しないものとする。 (第二十六条第七項関係)

(三) 労働者に対する明示

派遣元事業主は、労働者を紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする等の場合には、労働者にその旨を明示しなければならないものとする。 (第三十二条関係)

(四) 派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳の記載事項

紹介予定派遣に係る派遣労働者については、派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳に、紹介予定派遣に関する事項を記載しなければならないものとする。 (第三十七条第一項及び第四十二条第一項関係)

二 許可等の手続の簡素化

一般労働者派遣事業の許可及び特定労働者派遣事業の届出について、事業所単位から事業主単位に改めるものとする。 (第五条第一項及び第十六条第一項関係)

三 派遣期間等

(一) 派遣期間の制限に抵触することとなる最初の日の明示等

イ 派遣元事業主は、派遣労働者に対し、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受けることができる期間（以下「派遣期間」という。）の制限に抵触することとなる最初の日を明示しなければならないものとする。 （第三十四条関係）

ロ 派遣元事業主は、派遣先が派遣期間の制限に抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を派遣先及び派遣労働者に通知しなければならないものとする。 （第三十五条の二第二項関係）

(二) 派遣期間に制限がない業務の追加

派遣期間に制限がない業務に、次に掲げる業務を追加するものとする。 （第四十条の二第一項関係）

イ 一箇月間に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

□ 派遣先に雇用される労働者が育児・介護休業法に規定する介護休業及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

(三) 派遣可能期間

イ 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（派遣期間に制限がない業務を除く。）について、派遣元事業主から一年を超え三年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、その期間を定めなければならないものとする。

（第四十条の二第二項及び第三項関係）

□ 派遣先は、イの期間を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。 （第四十条の二第四項関係）

四 派遣元責任者及び派遣先責任者

(一) 派遣元責任者の職務の追加

派遣元責任者の職務に、派遣労働者の安全及び衛生に関し、派遣元事業主の事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び派遣先との連絡調整を行うことを追加するものとする。

と。（第三十六条関係）

(二) 派遣先責任者の職務の追加

派遣先責任者の職務に、派遣労働者の安全及び衛生に関し、派遣先の事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び派遣元事業主との連絡調整を行うことを追加するものとする。

と。（第四十一条関係）

五 派遣先による派遣労働者の雇用

(一) 派遣期間の制限を超えて派遣労働者を使用しようとする場合

派遣先は、三の一の口の通知を受けた場合において、派遣期間の制限に抵触することとなる最初の日以降継続して当該通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならないものとする。こと。（第四十条の四関係）

(二) 三年を超えて同一の派遣労働者を受け入れている場合

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（派遣期間に制限がない業務に限る。）について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者を受け入れている場合において、当該同一の業務に当該三年が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならないものとする。 （第四十条の五関係）

(三) 違反に係る勧告及び公表

厚生労働大臣は、（一）又は（二）に違反している者に対し、指導又は助言をした場合において、その者がなお（一）又は（二）に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該者に対し、雇用契約の申込みをすべきことを勧告することができるものとし、これに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。 （第四十九条の二関係）

六 物の製造の業務への労働者派遣事業の拡大

(一) 物の製造の業務について、労働者派遣事業を行うことができるものとする。 （現行附則第四項

関係)

(二) 物の製造の業務について労働者派遣事業を行う事業所については、当分の間、その旨を許可申請書

及び届出書に記載する等しなければならないものとする。 (附則第四項関係)

(三) 改正法の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、物の製造の業務に係る派遣期間を一年とするものとする。 (附則第五項関係)

七 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるともに関係法律について所要の規定の整備を行うも

のとすること。
(附則第二条から第二十一条まで関係)